

京都市動物園条例の一部を改正する条例（平成24年12月28日京都市条例 30号）
（動物園）

京都市動物園の施設の整備に関する事業の実施により園内に店舗を設置することに伴い、当該店舗の使用の許可を受けようとする者を公募することとし、その使用料を定めるとともに、規定を整備する必要があるため京都市動物園条例の一部を改定することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第30号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第7条中「構内地」を「店舗又は構内地（以下「店舗等」という。）」に改める。

第8条第1項中「構内地の使用期間は、」を「店舗の使用期間は3年以内、構内地の使用期間は」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、店舗又は構内地（自動販売機を設置して営業する場合に限る。以下「特定構内地」という。）の使用期間の更新は、2回を超えて行うことができない。

第17条を第18条とする。

第16条各号列記以外の部分中「構内地」を「店舗等」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「構内地」を「店舗等」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「構内地」を「店舗等」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第2項各号列記以外の部分中「前項の」を「構内地（特定構内地を除く。）に係る」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 店舗又は特定構内地に係る使用料の額は、時価、近傍類似地の固定資産評価額、取得価額、減価償却額、使用の態様、立地条件及び公募において店舗等使用者が提案した額を勘案して、市長が定める額とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（公募）

第9条 市長は、店舗又は特定構内地の使用の許可をしようとするときは、別に定める事項を明示して、当該許可を受けようとする者を公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考して、当該許可を受ける者（以下「店舗等使用者」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の公募をするときは、その応募者に、店舗又は特定構内地に係る使用料

の額その他市長が必要と認める事項を提案させるものとする。この場合において、市長は、その提案に係る使用料の下限となる額（以下「最低限度額」という。）を定めるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公募を行った場合において、応募者がいないときその他別に定めるときは、公募を行わずに店舗等使用者を決定することができる。この場合において、別に定める事項を除くほか、当該公募を行うときに定めた最低限度額その他の条件を変更することができない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可及び当該許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可及び当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（動物園）